

変更後

※赤字:変更箇所

4. 防災まちづくりの方針

(2) 取り組み方針

② 災害リスクの低減

本市においては、「防災まちづくりの基本方針」で述べたように、防災上の課題で取り上げたいくつかの災害リスクを、当面は許容して居住誘導区域を設定しました。

しかし、これは災害にあってもよいと判断したのではなく、既存の商業施設や医療施設などの都市機能利便施設や住宅などの既存のストックを活用しながら、被害を最小限に留める取組を推進しつつ、災害に強いまちづくりを目指すものとして設定しました。

具体的には以下のような取組方針を設定します。

■ 災害リスクの低減の方針

対象	取組方針
浸水想定区域	ハザードマップを活用した周知を徹底し、警戒避難体制の充実を図ります。また、総合的な流域治水などを推進し、災害の発生抑制に取組みます。
土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であることの周知を徹底し、警戒避難体制の充実を図ります。 また、流域治水に基づく砂防関係施設の整備等を推進します。
避難所及び避難路	住民の生命・身体に危害が生じる災害が発生しそうな場合に、適切に避難ができる環境を確保します。
要配慮者利用施設	災害発生時において、人的被害が生じないように、避難確保計画に基づく避難体制の充実を促進します。
ソフト対策	デジタル防災無線システムを利用し、防災情報の円滑かつ確実な伝達を図り、的確な避難行動を促します。 防災や避難に対する意識向上や避難体制等の充実を図り、生命が守りやすい環境づくりを推進します。

変更前

4. 防災まちづくりの方針

(2) 取り組み方針

② 災害リスクの低減

本市においては、「防災まちづくりの基本方針」で述べたように、防災上の課題で取り上げたいくつかの災害リスクを、当面は許容して居住誘導区域を設定しました。

しかし、これは災害にあってもよいと判断したのではなく、既存の商業施設や医療施設などの都市機能利便施設や住宅などの既存のストックを活用しながら、被害を最小限に留める取組を推進しつつ、災害に強いまちづくりを目指すものとして設定しました。

具体的には以下のような取組方針を設定します。

■ 災害リスクの低減の方針

対象	取組方針
浸水想定区域	ハザードマップを活用した周知を徹底し、警戒避難体制の充実を図ります。また、総合的な流域治水などを推進し、災害の発生抑制に取組みます。
土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であることの周知を徹底し、警戒避難体制の充実を図ります。
避難所及び避難路	住民の生命・身体に危害が生じる災害が発生しそうな場合に、適切に避難ができる環境を確保します。
要配慮者利用施設	災害発生時において、人的被害が生じないように、避難確保計画に基づく避難体制の充実を促進します。
ソフト対策	デジタル防災無線システムを利用し、防災情報の円滑かつ確実な伝達を図り、的確な避難行動を促します。 防災や避難に対する意識向上や避難体制等の充実を図り、生命が守りやすい環境づくりを推進します。

変更後

※赤字:変更箇所

5. 防災まちづくりの取組とスケジュール

(1)取組の概要

1)災害リスクの危険度が高いエリアにおける新たな開発の抑制

土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の土砂災害の危険区域においては、都市計画法に基づき、原則として新たな開発計画は認めません。

2)災害リスクの危険度が高いエリアからの移転の促進

上記の土砂災害防止法及び鳥根県建築基準法施行条例(崖条例)などに基づく既存不適格住宅に対し、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用する。また、土砂災害防止法に基づく、県知事による「移転等の勧告」も活用し、移転の促進をします。

3)立地適正化計画による居住誘導区域への立地の促進

都市計画区域内における災害リスクの危険度が高いエリアでの開発や建築等については、立地適正化計画に基づく届出制度を活用し、助言を行い、災害リスクを回避できるような立地の促進をします。

4)災害リスクがある建築物に対するリスクの周知及び対策事業の促進

ハザードマップを活用した周知により、防災対策を促進します。また、土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業や木造住宅耐震改修助成事業等の事業による支援を推進します。

5)内水対策の実施

浸水被害は、斐伊川や赤川などの主要河川の決壊や氾濫などによるものの他、それにつながる河川の排水が適正にできないことによる浸水被害が想定されます。その被害を軽減するために河川の浚渫や治水施設等の計画的な整備を進めます。

6)流域治水の推進

総合的な流域治水対策の一環として、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすため、国・県と連携し、適正な河道の維持管理を推進します。

また、砂防や治山対策、森林整備として、県などと連携した、各種土砂災害対策工事や保安林整備の実施、森林の維持管理を推進します。

7)避難所・避難場所の確保・整備

災害の発生予測や状況に応じて、適正に避難できる避難所を確保します。また必要に応じて、避難所の良好な生活環境を確保するために、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備や要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備に努めます。

変更前

5. 防災まちづくりの取組とスケジュール

(1)取組の概要

1)災害リスクの危険度が高いエリアにおける新たな開発の抑制

土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の土砂災害の危険区域においては、都市計画法に基づき、原則として新たな開発計画は認めません。

2)災害リスクの危険度が高いエリアからの移転の促進

上記の土砂災害防止法及び鳥根県建築基準法施行条例(崖条例)などに基づく既存不適格住宅に対し、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、移転の促進をします。

3)立地適正化計画による居住誘導区域への立地の促進

都市計画区域内における災害リスクの危険度が高いエリアでの開発や建築等については、立地適正化計画に基づく届出制度を活用し、助言を行い、災害リスクを回避できるような立地の促進をします。

4)災害リスクがある建築物に対するリスクの周知及び対策事業の促進

ハザードマップを活用した周知により、防災対策を促進します。また、土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業や木造住宅耐震改修助成事業等の事業による支援を推進します。

5)内水対策の実施

浸水被害は、斐伊川や赤川などの主要河川の決壊や氾濫などによるものの他、それにつながる河川の排水が適正にできないことによる浸水被害が想定されます。その被害を軽減するために河川の浚渫や治水施設等の計画的な整備を進めます。

6)流域治水の推進

総合的な流域治水対策の一環として、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすため、国・県と連携し、適正な河道の維持管理を推進します。

また、治山対策や森林整備として、県などと連携した、各種土砂災害対策工事や保安林整備の実施、森林の維持管理を推進します。

7)避難所・避難場所の確保・整備

災害の発生予測や状況に応じて、適正に避難できる避難所を確保します。また必要に応じて、避難所の良好な生活環境を確保するために、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備や要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備に努めます。